



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

重要情報

1. デジタルコンテンツの消費税検討

現行の法律では、外国サーバー等からの電子書籍や音楽のダウンロード（アマゾンなど）には、たとえ日本向けの日本語コンテンツであっても外国取引になり消費税が課されませんので、政府は課税を検討しています。

2. 交際費5千円・50%ルール続報

一定の要件に従った交際費支出は法人税で否認されず所得を減らす効果があります。過去に要件を満たさず否認された交際費については、申告が済んだ後でも要件を改めて整えることで減額更正が可能です。

3. H28年から始まる個人番号（マイナンバー）

税務関係書類には個人番号の記載が義務化される方向です。個人番号は重要な個人情報ですので、郵送物（たとえば証券会社の運用報告や上場会社からの配当通知など）の取り扱いが変わる可能性があります。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)

【最果てウスアイア日本人宿：上野大学】自分にとって素敵な人の判断基準、外に向けてエネルギーを出し惜しまないこと。この基準を教えてくれたのは、この地で1人宿を営む上野のおばちゃんです。「オフシーズンはたまに1人になっちゃうのが淋しいのよ」と、私を自室に誘ってお茶を出してくれました。昔からの常連さんがときおり顔を出して運営を手伝ってくれるそうです。宿を始めたころ、釣り好きなおじいちゃんがパタゴニアの大自然に焦がれてここに住み着いた。この地の先住民族、ヤーガン族とオーナ族の話。「最後の1人がね絶滅したって聞いたわ」と、先生のように言います。おじいちゃんの遺言で、パタゴニアに散骨に行く、その話を聞くとなぜか上野大学のたくさんのOBたちの姿が見えました。人々への感謝が、小さい身体から、にじみ出ていました。

☆事務所からの連絡☆

8月分報酬の引落しが9/8から始まります。銀行によってはスムーズに移行できない場合もありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

9月のイベント

重要なイベントは、
特にございません。
秋の夜長を
お楽しみください。



税金マメ知識

生産性向上投資促進税制をご存知ですか？
H29.3月まで一定規模の設備投資をすれば、取得価額の数%の税額控除が受けられる特例で、すでにスタートしています。
AタイプとBタイプがあります。Aは最新モデルの製造機械、陳列棚や冷蔵冷暖房器具、ソフトウェアなど対象設備が限られており、最新モデル証明書の入手が必要です。Bは投資額により増益が確保できるという事業計画を経産局に提出しなければなりません。控除対象設備の範囲はぐっと広がります。
この制度の適用がもし受けられれば、消費税増税前よりも事業的にはずっとお得に設備が買えますね。

晩酌のじかん

先月早めの夏休みをいただいて、年に一度の家族旅行に行きました。むかしは、過酷な発展途上国の一人旅が遅しくて恰好イイなんて思っていたこともありますが、いま思うと、どんな過酷な環境でも、一人旅ほど楽しめないと、つくづく思います。来年も、家族旅ができるように頑張ります。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県
横浜市神奈川区片倉5-14-15
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp